

鳴門市地域防災計画

【風水害対策編】

鳴門市地域防災計画 目次

風水害対策編			
第1章	災害予防		F - 1
	第1節	水害・高潮・浸水予防対策	F - 1
	第2節	風害予防対策	F - 2
	第3節	土砂災害等予防対策	F - 2

風水害対策編

第1章 災害予防

第1節 水害・高潮・浸水予防対策

第1 方針

水害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、あらかじめ台風等により危険が予想される区域の治水対策上必要な施設の整備やその他の事業を推進し、災害の未然防止及び軽減を図るものとする。

第2 内容

1 治水対策

- (1) 河川水路については、円滑な排水を行うべく護岸等の改修整備、堀さく等の各種改良工事を施工し、流域の水害防除に努めるものとする。
- (2) 浸水対策には、新設改良及び都市浸水対策事業により系統的に整備拡充し、排水能力を高めるため、効果的な排水機場を設置する等事業の推進を図るものとする。

2 高潮対策

- (1) 堤防、護岸のかさ上げ、水門の設置、防潮扉等による浸水の予防その他の必要な高潮対策の推進に努めるものとする。
- (2) 異常高潮が発生し湾岸域の水門等が閉鎖された際に多量の降雨があると、河川の水位が上昇し、浸水が予想されるため、排水機場等を活用し内水排除に努めるものとする。

3 水害危険区域の調査

災害が予想される区域又は箇所を事前に把握、指定しておき、災害の発生を未然に防止するとともに、地域の実情に沿った警戒体制、避難体制を確立する等の事前指導及び災害時における迅速、適切な災害防止活動の実施を図るものとする。

- (1) 実態調査後、必要により担当者が協議を行い、措置方法等の必要な事項の再検討、調整又は事前指導等を行い、その後の対策について万全を期するものとする。
- (2) 調査は、豪雨、台風等に伴う災害による災害危険区域、箇所等地域の実態を把握するものとする。特に国・県管理河川については、国・県との連携を図り、実態把握と情報共有に努めるものとする。

なお、調査・検討した結果を、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項（避難基準・避難場所等）を示し、事前に周知するよう努める。

第2節 風害予防対策

第1 方針

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、通信施設及び電気設備の防災対策の強化を図る。

第2 内容

1 保安林整備対策

風害、潮害、飛砂防止のため里浦町、鳴門町等の海岸防潮林や防風ネットは重要であるので、適切な管理又は整備を行い風害等の防除軽減を図るものとする。

2 通信設備の防災対策

電気通信設備については定期的に巡回点検を行い、特に老朽設備については計画的に更新を行うことにより設備の信頼性の向上と安定化を図るものとする。

3 市街地の災害対策

建築物の看板等で強風により被害が発生するおそれのあるものは、補強等の対策を地区ぐるみで実施し、被害の防止を図るものとする。

また、県と連携と密にし、適切な対応に努める。

第3節 土砂災害等予防対策

■共通対策編第2章第15節「土砂災害等予防対策」を参照。